

横浜市遺伝性乳がん卵巣がん症候群（HBOC）検査費等助成要綱

制定 令和6年10月3日 医が第683号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、両親、子ども又はきょうだい（以下「第1度近親者」という。）のいずれかが遺伝性乳がん卵巣がん症候群（以下「HBOC」という。）である市民に対し、がんの予防行動にかかる経済的負担の軽減を図り、がんの早期発見とがん対策の推進に寄与することを目的とする。

2 横浜市遺伝性乳がん卵巣がん症候群（HBOC）検査費等助成事業については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成要件）

第2条 この要綱による遺伝カウンセリングに要する費用又はBRCA1／2遺伝子検査、BRCA1／2遺伝子シングルサイト検査、遺伝性腫瘍の原因遺伝子を探るための多遺伝子パネル検査（以下「遺伝学的検査」という。）に係る費用（以下「遺伝学的検査費用」という。）の助成対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時に横浜市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 遺伝カウンセリング後、1年以内に遺伝学的検査を受けない場合、遺伝カウンセリング実施日における年齢が18歳以上69歳以下の者
- (3) 遺伝カウンセリング後、遺伝学的検査を受けた場合、遺伝学的検査実施日における年齢が18歳以上69歳以下の者
- (4) 第1度近親者のいずれかがHBOCであること
- (5) 遺伝カウンセリング及び遺伝学的検査については、厚生労働省から保険医療機関の指定を受け、施設基準の届出において「遺伝カウンセリング加算」及び「BRCA1／2遺伝子検査」の届出がある医療機関で実施すること
- (6) 今までに本助成を申請したことがない者
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

（助成対象費用等）

第3条 助成の対象となる費用等は、次の各号に定めるものとする。ただし、医療保険の適用や、他の自治体等の助成を受けた場合は対象外とする。

- (1) 遺伝カウンセリングに要する費用
- (2) 第1度近親者がHBOCであることから遺伝カウンセリングを行ったことを証するため作成する文書（以下「遺伝性乳がん卵巣がん症候群（HBOC）に関する遺伝カウンセリング結果報告（第2号様式）」という。）の作成に要する費用

(3) 遺伝学的検査費用

(助成金の交付)

第4条 助成金額は、予算の範囲内で交付するものとし、対象経費に10分の7を乗じて得た額(10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。)又は助成上限額のいずれか低い金額とする。助成上限額については、次のとおりとする。

(1) 遺伝カウンセリングに要する費用の助成金の交付は、遺伝カウンセリングを受けた回数に関係なく一人につき1万円を上限とする。

(2) 遺伝学的検査費用に係る助成金の交付は、一人につき3万円を上限とする。

2 前条第2号に規定する文書の作成に要する費用の助成金の交付は、対象経費の額又は助成上限額のいずれか低い金額とし、一人につき3千円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 この要綱による助成事業の申請及び助成金の受領を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、第2条に規定する対象者とする。

2 申請者は、横浜市遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)検査費等助成金申請書(第1号様式)に以下の関係書類を付して市長に提出するものとする。

(1) 遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)に関する遺伝カウンセリング結果報告(第2号様式)

(2) 遺伝カウンセリングに要する費用の額がわかる領収書及び診療明細書等の書類

(3) 検査費用の額がわかる領収書及び診療明細書等の書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請期限)

第6条 申請者は費用の申請について以下の期限内に申請するものとする。

(1) 遺伝カウンセリング後、1年以内に遺伝学的検査を受けない場合の申請

遺伝カウンセリングに要する費用の支払日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。

(2) 遺伝カウンセリング後、遺伝学的検査を受けた場合の申請

遺伝学的検査費用の支払日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは横浜市遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)検査費等助成金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないときは、横浜市遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)検査費等助成金不交付通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成対象者の資格確認)

第8条 市長は、必要に応じ、申請者が第2条第7号に該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

2 申請者は、その申請内容に疑義等が生じた場合、市長の求めにより戸籍全部事項証明書等の書類の提出に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が第2条第7号に該当しないとき又は助成をすることが適当でないと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(助成金の支払)

第10条 市長は、第7条に規定する助成金の交付を決定したときには、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成申請者が偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成対象経費に係る収入及び支出についての証拠書類、申請時に付した書類の原本について整備し、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から5年間は整備保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、医療局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。